予 算 要 求 資 料

令和2年度3月補正予算 支出科目 款:衛生費 項:保健予防費 目:特定疾患対策費

事業名 在宅人工呼吸器使用指定難病等患者訪問看護 支援事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部保健医療課特定疾患係 電話番号:058-272-1111 (内 2583)

E-mail: c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 補正要求額 745 千円 (現計予算額: 6, 437 千円)

<財源内訳>

			貝		財 源		内訳				
区	分	事業費	国 庫	分担金	使用料	財	産	宝阳众		目 生	一般
			支出金	負担金	手数料	収	入	寄附金		県 債	財源
現	計										
予算	草額	6, 437	3, 218	0	0		0	0	0	0	3, 219
補	正										
要求	さ額	745	372	0	0		0	0	0	0	373
決定	<i>→ 安</i> 百										
	一识	745	372	0	0		0	0	0	0	373

2 要求内容

(1)要求の趣旨(現状と課題)

平成 27 年 7 月 1 日に指定難病の対象疾病が 110 から 306 疾病に拡大され申請の対象者が増加。その後も対象疾病は拡大され、令和元年 7 月からは 333 疾患となっている。人工呼吸器を装着し在宅で療養する難病患者は濃厚な医学的ケアが必要であり、医療保険で行う訪問看護回数以上のケアを必要とする患者が多く、訪問看護事業所に対する支援が必要である。

今年度、申請者が増加したこと、今後においても新規利用申請がある可能性もあり、訪問看護費用(委託料)が不足するため、増額をする。

(2) 事業内容

在宅で人工呼吸器を装着し、特別な配慮を必要とする難病の患者に対して、

在宅における適切な医療の確保を図るため、訪問看護ステーション等の医療 機関に委託して、訪問看護を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

県1/2 国1/2

(4)類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容 金額		事業内容の詳細				
委託料 745		訪問看護費料				
合計	745					

決定額の考え方

4 参考事項

(1)国・他県の状況

「難病の患者に対する医療等に関する法律」第28条に基づく事業として、 各都道府県にて実施されている事業である。

(2)後年度の財政負担

「難病の患者に対する医療等に関する法律」第28条に基づく事業として、今後も継続する必要がある。

事 業 評 価 調 書(県単独補助金除く)

□ 新規要求事業■ 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

対象患者が必要なサービスを利用できるよう、委託事業先である訪問看護 ステーションへの支援を行う。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業 開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(R)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(R)	%

〇指標を設定することができない場合の理由

申請対象患者は人工呼吸器を使用する重症患者であるため、指標を設定するのは好ましくない

(前年度の取組)

・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)

訪問看護ステーションに委託し、医療保険での上限を超える部分の訪問看護を行っている。

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

医療保険での上限を超える訪問看護について支援することで、患者にとってより安全な状態を保つことができ、患者家族の負担の軽減が図られている。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

〇:必要性が高い △:必要性が低い

(評価)

在宅で人工呼吸器を使用する患者は濃厚な医学的ケアが必要であり、適切なケアを確保するためにも訪問看護ステーション等への支援は必要である。

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

〇:概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

△:まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

0

患者にとってより安全な状態を保つことができ、患者家族の負担の軽減が図られているため、非常に有効である。

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

〇:効率化は図られている △:向上の余地がある

(評価)

患者やその家族に代わって訪問看護ステーション等医療機関が申請書類を提出するなど、患者家族の負担軽減を図っている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

患者や訪問看護ステーションに対する、制度の広報・周知が引き続き必要である。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

在宅人工呼吸器を使用するものにとって訪問看護を実施するのは必要不可欠であるため、継続すべき事業である。また、申請対象患者の家族や医療機関に対して、制度の周知を広く行う。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又	
は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせて実施する理由や	
期待する効果 など	